

務	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

備 二 第 1 8 0 号
(警務、総推、生企、刑企、交企、備一)
令 和 5 年 2 月 2 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県公安委員会・青森県警察国民保護計画の一部改正について

青森県公安委員会及び青森県警察は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護すること、又は武力攻撃による住民の生活及び経済への影響が最小になるようにすることを目的に、武力攻撃事態等における体制を早期に確立し、青森県、各市町村、消防、自衛隊、医療機関等の関係機関と連携して、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための措置について、「青森県公安委員会・青森県警察国民保護計画の一部改正について」（平成29年12月18日付け青警本備二第114号ほか。以下「旧計画」という。）により対処してきたところであるが、このたび別添のとおり「青森県公安委員会・青森県国民保護計画」を一部見直したので、計画の的確かつ迅速な運用に遺漏なきを期されたい。

なお、旧計画は廃止する。

記

1 改正の趣旨

関係計画、訓令の一部改正及び組織改編に伴い、用語等を整理した。

2 主な改正点

(1) 活動体制の種別における要件の改正

現行の「甲号体制」、「乙号体制」、「丙号体制」の3段階の体制の要件について、「乙号体制」、「丙号体制」の要件を見直し、事案の内容に応じた的確な対応ができるよう改めた。

(2) 県計画等の改正に伴う用語等の整理

ア 「青森県危機管理指針」が平成31年4月3日に変更されたことに伴い、青森県危機対策連絡室設置時の対応について、室員を「本部長」から「警備第二課長」に改めた。

イ 「青森県国民保護計画」が令和2年7月10日に変更されたことに伴い、被災者の安否情報の報告事項、現地調整所に派遣された職員の対応等を追加した。

(3) 訓令の改正に伴う用語の整理

「青森県警察留置管理及び被留置者の処遇に関する訓令」（平成31年3月青森県警察本部訓令第7号）の発出に伴い、各警察署の被留置者の避難対策について「留置施設保安計画」から「非常計画」に改めた。

(4) 組織改編等に伴う改正

- ア 警察航空隊が地域課から警備第二課に業務移管したことに伴う改正
- イ 所属名称等の修正
- ウ 所属別差出人員を修正

3 留意事項

本計画運用開始後、組織改編や業務移管等により所掌事務に変更があった場合は、当該業務を所掌する所属が本計画記載の業務を引き継ぐものとする。

担当：警備第二課警備実施係

1 改正の趣旨

関係計画、訓令の一部改正及び青森県警察組織改編に伴う名称等の整理

2 主な改正点

(1) 活動体制の種別の内容見直し

甲号体制	乙号体制	丙号体制
国が警報を発令 (県内を対象地域として特定)	国が警報を発令 (隣接道県を対象地域として特定)	国が警報を発令 (隣接道県を除く県外若しくは不特定)
県内で武力攻撃災害が発生	県内又は隣接道県で武力攻撃災害発生若しくは発生のおそれ	隣接道県を除く県外で武力攻撃災害発生若しくは発生のおそれ
県が県対策本部を設置	県が危機対策本部又は危機対策連絡室を設置	県が危機対策本部又は危機対策連絡室を設置
		武力攻撃事態の認定前で、 本部長が必要と認めたとき

青字～削除部分

赤字～新設部分

(2) 「青森県国民保護計画」の改正に伴う修正

ア 県危機対策連絡室の体制変更

変更部分	【改正前】	【改正後】
危機対策連絡室長	県知事 →	危機管理局長
室 員	本部長 →	警備第二課長

イ 安否情報の県への報告事項を追加

氏名、生年月日、男女別、住所、国籍に加えて、負傷程度、連絡先などを報告事項として追加

(3) 国民保護対策本部及び本部直轄部隊編成表の見直し

青森県警察組織改編に伴い、所属名称等の用語を整理、各所属の差出人員数を修正

(4) 用語の整理

関係規程等の変更に伴い、用語を整理